

1 前提条件

停留所の新設及びルート変更については、大規模公共施設等の設置の際に、周辺バス停の乗降客データなどを分析することによって、区民の利便性の向上につながる運行経路及び運行体制を検討することとしている。

2 停留所新設の検討

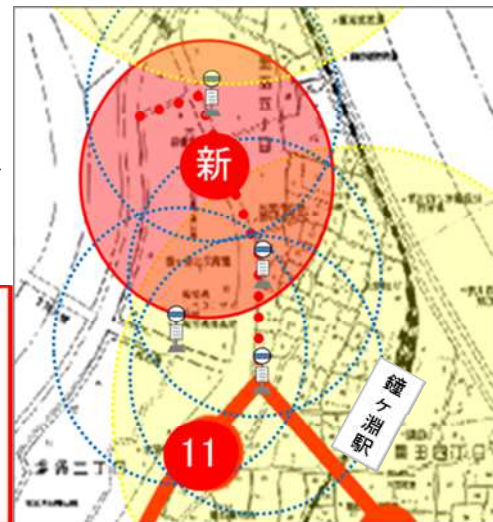
令和元年12月1日の総合運動場の開設に合わせ、以下の観点から停留所新設の必要性について検討したところ、利便性の向上に資すると判断したため、停留所を新設する。

(1) 総合運動場利用者の視点

現状では、鐘ヶ淵駅からの徒歩以外に公共交通手段がない。
バス停設置により、施設利用者の利便性が向上する。

(2) 総合運動場周辺の地域住民の視点

総合運動場周辺は鉄道駅から500m圏外、周辺のバス停はいずれも1便/時間程度以下の運行となっている。
バス停設置により、周辺住民の利便性が向上する。



- 黄丸：鉄道駅から500m圏域
- 青丸：既存バス停から250m圏域
*1便/時間程度の運行
- 赤丸：新設停留所から250m圏域

(3) 新設停留所の利用見込み

バス乗降客数調査から、以下の点が明らかになっている。
北西部ルートは、押上駅から遠い位置の停留所は乗車・降車ともに利用人数が多い傾向にある。
至近の停留所である北西部現11番停留所「榎本武揚像入口」は北西部ルート内では20停留所中5番目、全体でも64停留所中18番目の利用状況となっている。
また、時間帯別の利用状況を見ても、どの時間帯も万遍なく利用されている。

以上の点から、押上駅から遠く、現11番停留所と立地条件の近い新設停留所についても十分な利用が見込めると考えられる。

3 停留所の新設及び北西部ルートの変更

(1) 停留所の新設

北西部ルート11番停留所「墨田区総合運動場」
設置位置は裏面「延伸ルート図」及び「停留所周辺図」の 11
本停留所の新設により、以降の停留所番号は1つずつ繰り下がる。

(2) 設置位置の判断理由

墨田地区、堤通地区の住民も利用しやすい位置である。
総合運動場の歩行者出入口に近く、施設利用者の利便性が高い。
道路の幅員が広く、交通管理上や利用者の安全面で支障がない。

(3) 北西部ルートの変更

- ア 新11番停留所への延伸
- イ 新14番停留所から新15番停留所への経路変更
より安全な運行ルートとするため、14番「シルバープラザ梅若」停留所を出発後、左折し墨堤通りに戻った後、15番「セイコーミュージアム前・法泉寺入口」停留所に向かう。

4 ルート変更後の運行ダイヤについて

変更要因

- 現行ルートから総合運動場までの往復 1.3km + 約6分
都営バスの平均速度12km/hで計算
- 慢性的遅延緩和のための調整 + 約5分

運行間隔の変更

- 変更前 約16分～19分に1本
- 変更後 15分、22分、23分のサイクル

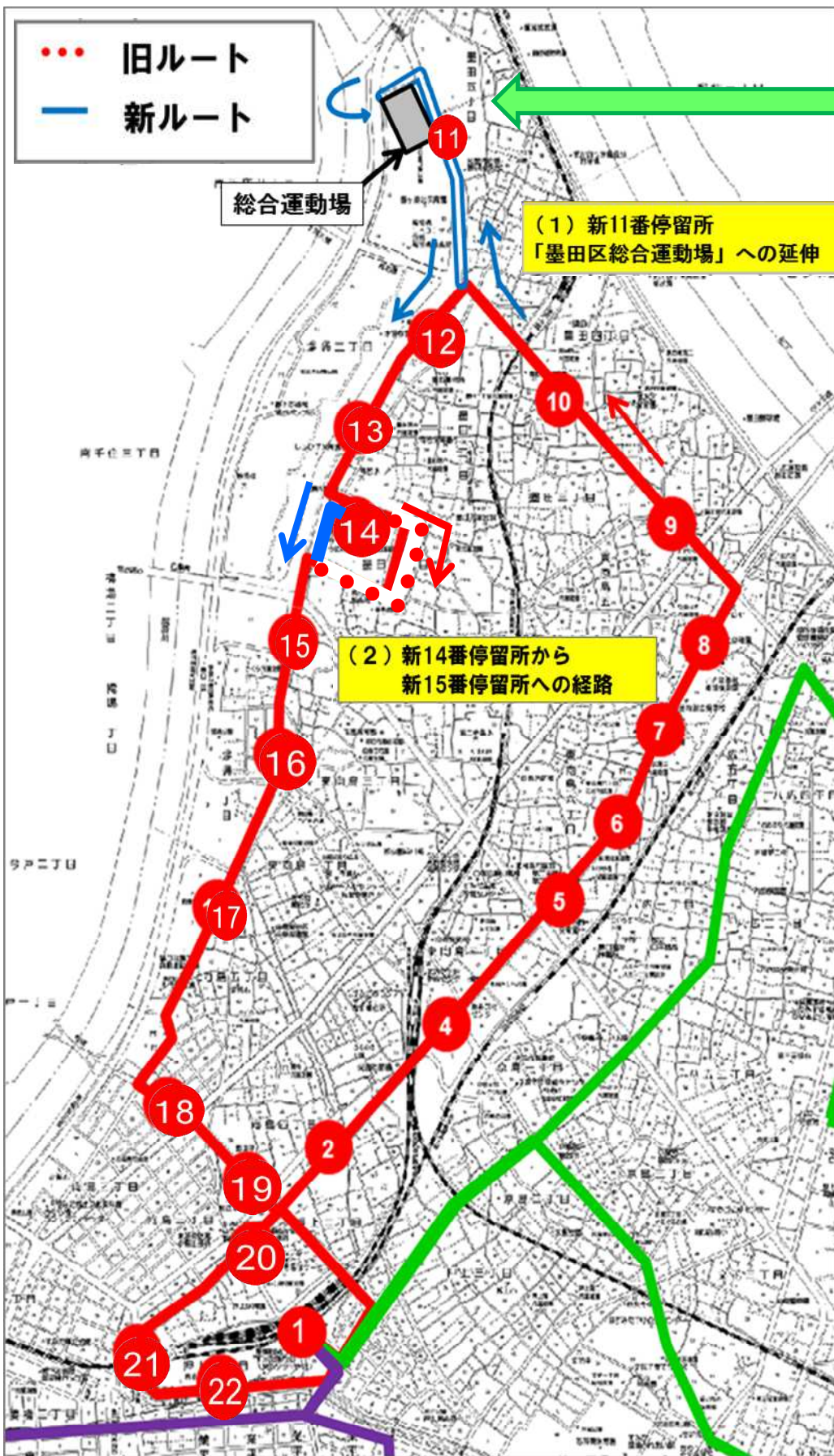
変更後のダイヤ案(イメージ)

9	17	40	55
10	17	40	55
11	17	40	55
12	17	40	55
13	17	40	55

ダイヤ案イメージ: 9番から10番へ23分、10番から11番へ15分、11番から12番へ22分のサイクル。

5 延伸ルート図及び周辺拡大図

延伸ルート図



周辺拡大図

